

令和 6 年 6 月 10 日 農業委員会 議事録

- 1 開会日時及び場所 令和 6 年 6 月 10 日 午後 2 時 55 分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和 6 年 6 月 10 日 午後 3 時 25 分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋谷 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	安武 昇
高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2) 欠席者

渋谷 佳規

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野項之輔
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

議案第 2 号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

報告第 1 号 農地法第 5 条（届出）

報告第 2 号 農地法施行規則第 29 条の規定による転用許可不要届出

報告第 3 号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

午後 2 時 55 分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） ちょっと定刻より早いですが、皆さんおそろいですので、令和 6 年 6 月定例農業委員会を開催いたします。

開会の前に出席委員の確認をいたします。本日、筵内の■■■■委員から欠席の連絡を頂いておりまして、本日の出席委員数は19名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、■■■■会長、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） 長いこと司会も御無沙汰いたしております、聞きにくいかと思いますが、御勘弁いただきたいと思います。

ちょうど田植の時期真っ最中で、皆さん方も出にくかったことと思いますけど、何とか無事、田植が終わりますように祈っております。梅雨入りもちょっと遅れて、来週ぐらいかなという予報でございますけど、ちょうど土曜日あたり雨が降りそうで、私のところも大体金曜ぐらいから田植へ入りますけど、雨が降るとやっぱり肥料に湿気がきたりなんだから、もう本当しにくいんですけど、皆さん方も体に気をつけて、田植作業に励んでいただきたいと思います。

今日は議題も割と少ないようでございますので、後で軽トラ市の校区別の打合せもあるようでございますので、短時間で進めてまいりたいと思います。御協力よろしくお願いします。

それでは、令和6年第6回の農業委員会定例総会をただいまから始めます。

.....

○議長（■■■■君） 議案第1号農地法第3条、6―3、事務局、説明をお願いします。

○係（■■■■君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号6―3について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法3条の申請により、売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢41歳で、今年度から古賀市の認定新規就農者として古賀市内で農業をされている方です。

農業従事年数は約1年と伺っております。

農業経営状況としましては、露地野菜の栽培を行っておられます。

所有する農機具は、トラクターを所有しておられます。

続きまして、位置図を説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請地は、飛池の西側に位置する斜線部の1筆と、議案書3ページ、須賀神社の東側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、果樹の栽培を行っていきたいということです。

本件については、地元委員さんの署名・捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

す。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

.....

○議長（ 君） すみません、議事録署名人を指名せんまま議事に入ってしまった。
申し訳ありません。本日の議事録署名人は、 委員と 委員をお願いしたいと思います。
よろしくをお願いします。

.....

○議長（ 君） それでは、申請番号 6—3 の質問、意見ございましたら、お願いいたします。
ございませんでしょうか。 委員、何か言いたいん。 委員。

○委員（ 君） 瓦さんにつきましては、私は青年就農認定申請者の審議委員させてもらっておりますけど、最近、新規就農者として非常に（ ）またファームのほうで研修をされたり、大分のほうでも研修されたということで、経験年数は浅いようですけど、しっかりした考えを持たれた新規就農者であると認識しております。
以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。参考までにですけど、うちのファームの手伝いも一部していただいているんですけど、今度の軽トラ市も、3 品目ほど瓦君の作ったものを出すように、協力してもらうように頼んでおります。品物は割合きれいなものを作りますんで、私も期待をしております。一応紹介だけしておきます。
ほかに御質問、御意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。
申請番号 6—3、賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。
続きまして、申請番号 6—4、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法 3 条の許可申請、申請番号 6—4 について説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法 3 条の申請により、売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢 75 歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は約 30 年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稻・露地野菜等の栽培を行っておられます。

所有する農機具は、耕運機、草刈り機、軽トラック、田植機等を所有しておられます。

続きまして、位置図を説明いたします。議案書の４ページを御覧ください。

今回の申請地は、青柳区、公民館の南西側に位置する斜線部の２筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の栽培を行っていきたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名・捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。御質問、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に移ります。

申請番号６―４、賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手１２／１２名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第２号に移ります。

利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）について、事務局のほうから説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第２号について御説明いたします。

説明に入ります前に、 副会長、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 副会長、 委員 退席〕

○議長（ 君） お願いします。

○係（ 君） それでは、議案第２号の説明を続けます。

農業経営基盤強化促進法の一部改正をする法律附則第５条第１項により、「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることができる」こととなっておりますことから、今回議案を上程いたしました。

今回、全て新規で４件の申出がっております。

それでは、５ページを御覧ください。

申請番号６―１５、今在家にございます６筆、合計面積５，５５６㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和６年６月１１日から令和８年１２月末までの貸し借りとなっております。

６ページを御覧ください。

申請番号 6—16、青柳及び小竹にございます 5 筆、合計面積 1 万 2 4 9 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和 6 年 6 月 1 1 日から令和 20 年 1 2 月末までの貸し借りとなっております。

7 ページを御覧ください。

申請番号 6—17、谷山にございます 1 筆、面積 1, 2 4 9 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和 6 年 6 月 1 1 日から令和 16 年 1 2 月末までの貸し借りとなっております。

申請番号 6—18、筵内にございます 1 筆、面積 1, 4 1 2 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和 6 年 6 月 1 1 日から令和 10 年 1 2 月末までの貸し借りとなっております。

また、6 ページ、申請番号 6—16 につきまして、追加で御説明いたします。

今回、借受人となる法人は、農地所有適格法人以外の法人となることから、万が一、農用地を適切に利用しない場合は、貸借契約の解除に応じる旨の誓約書を徴取して、解除条件付での利用権設定の手続を行っております。

申請番号 6—16 の追加説明は以上になります。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員並びに近隣の区域委員の署名・捺印を頂いておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） 説明は終わりました。申請番号 6—15 から 6—18 まで、一括で御質問、御意見ございましたらお願いいたします。ようございますでしょうか。 委員。

○委員（ 君） 6—16 のなかの酒店さんの件ですけど、有限会社ということは、定款の中に農業に参入するというような会社の中の決まり事には、そういうのは変更してあるんですかね。会社として農業に参入する場合は、会社の目的であります定款の中に、農業部門を設けるというような記述があるかと思うんですが。

○議長（ 君） 事業の内容に入っとると言うたろう。

○係（ 君） 定款までは確認はいたしてはおりませんが、申請者の本人から事業の内容の中に農業が入っているということで伺っております。

○議長（ 君） まあ、一応確認しとったほうがいいかもしれんね。有限会社、株式会社の場合は。農事組合法人であれば、もうほとんど農業が中心になるんやけど。事業内容にやっぱり入っとかんと。いいですかね、後で確認……。

○委員（ 君） 農業分野に参入される分には全然、会社の目的として、農業参入部分はうたってあろうかと思うんですけど。やはり今から、農業分野に企業の方が参入する事例が増えてくる可能性があるんですよ。バラ園さんの（ ）を購入された方も小野のほうの

会社の方ですね。

ですから、ああいう会社として農業に参入する場合は、やはり一つは利益の追求もありましようけど、やっぱり農業に参入するというメリットが多々あると思うんですね、従業員の仕事をつくるとか、また農業参入することによって、企業のイメージが上がるとかですね。特に、なかの酒店さんは有機農業に取り組んでありますけど、こういうのもなかの酒店としてのイメージアップにもなろうし。やはり農業参入される企業の方にも、いろんなプラス面のメリットがあっての参入だと思っうんですね。やはり今から新規就農者、いろんな方が農業参入されるかと思っうんですけど、こういう会社での参入も今からあるんじゃないかということをちょっと僕は感じております。

以上です。

○議長（ 君） 一応確認だけしといてください。

○係（ 君） 確認いたします。

○議長（ 君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、4件一括してよかろう。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

〔 副会長、 委員 着席〕

午後3時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員